

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成25年7月9日(火) 午後6時から午後8時

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 朝山芳史(横浜地方裁判所第3刑事部部総括判事)

裁判官 多田裕一(横浜地方裁判所第3刑事部判事)

検察官 横井朗(横浜地方検察庁検事)

弁護士 齋藤守(横浜弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代 女性 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 50代 男性 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 50代 女性 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 40代 男性 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 40代 男性 (以下「5番」と略記)

補充裁判員経験者6番 40代 男性 (以下「6番」と略記)

(記者クラブ記者 なし)

議事要旨

(司会者)

皆様、本日は大変お忙しい中、またお暑い中を裁判所にお越しいただきましてどうもありがとうございます。私は本日の司会を担当させていただきます、横浜地方裁判所の第3刑事部の朝山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員裁判は、御承知のように実施後4年間を経過いたしまして、多くの方に裁判員あるいは補充裁判員として参加していただいています。毎回、裁判員裁判が終わったあとは裁判員や補充裁判員を経験された方にアンケートを実施しております。これによりますと裁判員や補充裁判員を経験された多くの方から、やって良かったという好意的な評価をいただいているところです。ですから、この制度は国民の皆様の中に定着しつつあるといえるかと思えます。その反面、裁判員裁判には

いろいろと問題点や課題がないわけではありません。そこで裁判所としましては、この制度をより良くするために制度の運用を見直す必要があると考えておりますし、そのため実際に裁判員や補充裁判員を経験された方々の御意見が非常に重要であると考えております。

本日は裁判員や補充裁判員を経験された方の中から6名の方にお集まりいただきまして貴重な御意見をお聴きすることになりました。アンケートに書ききれなかったような意見を本日はぜひ直接お聴きしたいと思いますので、どうか忌憚のない御意見をお聴かせいただきたいと思います。今回は、お勤めの方にも参加しやすいように午後6時からの開始とさせていただきました。なお、この意見交換会の発言を後日議事録を作成することがございますので、またそれを裁判所のウェブサイトに掲載させていただいて公開するという可能性がありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。それから私以外にこの席に裁判所と検察庁、弁護士会からそれぞれ1名ずつ法曹関係者が出席されています。それぞれあとで自己紹介をお願いいたしますが、その中でこれまで経験された裁判員裁判の件数などについても併せて御紹介をお願いいたします。本日出席している裁判官、検察官、弁護士の方は私を含めて、裁判員経験者や補充裁判員経験者の方が実際に担当された事件には関与しておりませんので、その意味でどうぞお気兼ねなく自由に御意見をうけたまわりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず私から自己紹介いたしますが、私は3年前の4月に横浜にまいりまして、これまで第5刑事部と第3刑事部で併せて33件、裁判員裁判を裁判長として担当しております。その前にも東京地裁で2件、裁判員裁判を担当しておりますので合計35件担当したということになります。現在も1件、裁判員裁判が進行中でございます。裁判員裁判では、毎回裁判員の皆様方が非常に熱心に事件に取り組まれまして、被害者の保護ですとか被告人の将来の更生などについて、非常に真剣にお考えいただいておりますので、そのことに非常に感銘を受けております。本日も皆様方から有益な御意見、お話を伺えるのではないかと非常に楽しみ

にしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、裁判所の多田裁判官からお願いします。

(裁判官)

横浜地方裁判所の第3刑事部の裁判官の多田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、この4月に横浜地方裁判所に異動になりまして、それまで裁判員裁判の経験がありませんでしたので、まだ実は、実際に関与した事件は2件にとどまっています。そして今現在進行しているものと併せて3件ということで、裁判官として件数は、経験としては非常に少ないほうなのですけれども、最初に関与する前の感覚としましては裁判員の皆さんからの意見がどれくらい出るのかなとか、そういった疑問を持っていたのですが実際参加させていただきますと、皆さんから非常に熱心に意見が活発に出まして、以前の事件におきましても結論には、裁判官と裁判員の結論が非常によく反映された結果になったということで実感いたしました。ただ、実際やるうえにおきましては、こちら裁判所、検察官、弁護人の方で、もうちょっとこうすればよかったなという反省点多々ありましたので、今回そういった実際の裁判員の皆様の感じられたことをお伺いしまして、今後のいろいろな改善にあたって反映させていただければと思っております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、横井検事お願いいたします。

(検察官)

横浜地方検察庁公判部検事の横井と申します。私も4月にこちらに着任いたしました。裁判員の経験は2件ございまして、あと1件、現在裁判員を進行中の事件がございまして。私も担当した件数は少ないのですが、我々当事者からすると裁判員の方々がどういう評議をされたのかということとは分かりませんので、最終的な判決だけを見て結果が分かるということですので我々としては極力裁判員の方々に御理解

いただけるような努力はしておるのですが、その努力の成果が上がっているのか上がっていないのかということは、なかなか分かりかねる部分もありますので、こういう機会に我々の立証活動について忌憚のない御意見をいただくと今後我々がそういうところを改善するうえでも非常に役立っていけるというふうに思いますので、どうかこの会でいろいろな御意見をいただければありがたいというふうに思っております。

(司会者)

それでは、齋藤弁護士をお願いします。

(弁護士)

皆さんこんばんは。神奈川県内で仕事をしている弁護士が所属する横浜弁護士会を代表して、今日まいりました相模原支部の齋藤守と申します。よろしく申し上げます。私は今まで裁判員裁判を6件経験していきまして、今7件目をやっている最中でありまして。今年の秋に裁判が行われるというような状況にあります。今日は一応弁護士会を代表してということなので皆さんにお願いがあるのは弁護活動について率直にここが分かりやすかった、ここが良かったと、でも分かりにくかったよと、というような意見を言っていただければ、それを私が弁護士会にフィードバックしまして、そういう意見が今後のより良い弁護活動になりますので、どうか遠慮なさらずに率直におっしゃってください。本日はよろしくお願ひいたします。

(司会者)

どうもありがとうございました。検察官、弁護士さん双方からありましたように、この場は皆様の率直な御意見を伺う場ですので、どうか御遠慮なさらずにありのままのお感じになった感想御意見を伺いたいと思います。

それでは最初に、裁判員、補充裁判員の経験者の皆様から御自分の担当された事件と、裁判員、補充裁判員を経験してみてお感じになった感想をお1人ずつ伺いたいと思います。それでは1番の方お願ひいたします。

(1番)

私の場合は、わいせつ事件を担当しまして、何件かそういうわいせつ事件を起こした方で、示談になったケースもあるし裁判になっているのが2つありまして、第1事件と第2事件というのがあって示談になっているケースとかもあったりしたんですけど。

(司会者)

裁判員を務めてみられていかがでしたか御感想は。

(1番)

そうですね。被告人のお母様が陳述されたときに親子の縁を切れないという話を聞いて、家族も被害者みたいに辛い思いをしているのだなと感じました。

(司会者)

また、あとでいろいろ伺います。それでは2番の方、お願いします。

(2番)

事件内容としては殺人罪か殺人未遂でないかというような判断を求められる事件だったのですけれど、夫が妻をハンマーで20数回強打して、それが殺人罪に値するのか殺人未遂に値するのかというような事件だったのですけど。経過としては夫が20年以上前から精神的な疾患にかかっている、その事件の四、五年前にはまともになっていたんですけども、妻の方から年を取るとともに体臭が臭いとか、いろんな罵倒を受けて、それで夫の方が理性を失って凶行になっていったというような事件です。弁護士からは3年が刑として相当ということでした。検察側からは5年、率直な意見としてあまり差がないのかなと最初思いました。ただ、それに対して我々が評議して出た結果というのは、執行猶予付きの3年、保護観察付きというものでした。自分がそのあとと思ったのは、その方がどうなったのかなというのがすごく気になっています。その時はそれで終わったんですけども段々とそのことが、その方がどうなって立ち直っているんだろうかというのがすごく気になっています。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。それでは3番の方、お願いいたします。

(3番)

私が担当させていただきました事件は、覚せい剤などの違法薬物の密売と違法入国、外国人の方の裁判でした。いろいろとあるのですが、特に思ったこととしては、外国人の人でしたので、やはり日本人とはたぶん表現の仕方などが違うでしょうし、日本語で自分の思うことを訴えることができなかった。どうしても通訳の人を介さなければ言いたいことが言えないということがありました。そういうことを考えまして、これから国際化でそういう外国人犯罪も増えてきていると思うのですが、そういう場合にその人はどの程度反省しているのかとか、そういうのがものすごく反省しているのに、それがこちらの方に分からなかったり、また反対ということもありますので、そういうところが難しいのじゃないかと思いました。ただ、やはり表情ですとかそういうようなところを見て、なるべく正しい判断をするようにと気をつけていました。

(司会者)

どうもありがとうございました。4番の方も同じ事件ですか。

(4番)

3番の方と同じで、外国人の不法滞在と麻薬薬物の密売という案件でしたけど、裁判官の方がうまくリードしてくれたおかげでしょうか、非常に内容も細かく説明していただきましたし、事件の内容としても説明のないところは全く分からないですけど、進め方としては非常にうまくリードしていただけたのかなというふうに思います。3番の方の話にもありましたけど、相手が日本人ではないので通訳を介すということで、ものすごく説明を聞くのに、一問一答をするのに非常に時間がかかるということで、1週間、金曜日から金曜日まででしたけども、あまり濃縮された審議ではなかったのかなという感じがします。ただ、相手方、被告人も悪いことをやったと認めていたので罪をどうするかというところで審議されたので良かったのかなと思いますけど、これでもし被告人が私はやっていないというような話になっ

たら、とても1週間の間で終わったかなと今考えるとちょっと不安、終わらなかったんじゃないかなという気がします。時間設定は1週間というふうに決められていましたけれど、裁判の内容だとか被告人の対応によっては本当にスムーズに行くのかどうかというのが疑問に感じたというところです。あとは最後に判決が出たあと、その方が控訴するかしないかというのは分からないということで、あとで電話で聞いたら対応しますよというふうに裁判官の方から言われたのですが、結局確認しないままでした。今現在、我々が下した判決が結局そのまま通ったのか、また次の裁判が行われるのかというのは分からないので、そういうのがホームページとかそういうところで自由に好きなタイミングで検索できれば、ああこうなったのかなというのが分かって、最後決着がつくのかなと、気持ちの整理もつくのかなというふうに思うので、そこら辺は考えていただけると良いのかなというふうに思いました。

(司会者)

たまたま私の手元にデータがありますけれども、確定したそうです。

(4番)

ああそうですか。

(司会者)

よろしいですか。5番の方お願いいたします。

(5番)

直接裁判には関係ないのですが、本当に初めてこういう経験をさせていただいて、まず裁判所に来た時にですね裁判官の方をはじめ職員の方も非常に我々に気を遣っていただいているなというのがものすごく良く分かりまして、私のイメージですと裁判官の方というのはものすごく厳格な方で冗談なんか言わないのかなと思っただけですけど、結構我々が緊張したり固くなるような時にも時々冗談を交えながら本当にうまくリードしていただいたなど、我々普通民間でやっているのと気の遣いすぎじゃないかなぐらい気を遣っていただいたような気がしました。

事件なのですけれども殺人事件でお金の関係で肉体関係をもった男女が最後男性の方がお金に窮してしまって女性に罵倒されて殺人を犯してしまったという事件だったので。いろいろ感じたことはいっぱいあるのですけれども、弁護人の方ですね、こういう言い方をするのかなと思ってびっくりしてしまったのが、「魔性の女の虜になった」という表現です。裁判の場でそういう表現も弁護人の方はされるのかなというのがちょっとびっくりしました。以上です。

(司会者)

どうもありがとうございます。それでは6番の方。

(6番)

私が担当したのは、殺人事件になります。内容は、精神疾患にかかっている方が父親をバットで殴り殺したという事件で、父親が自分との約束を破ってしまったので、自分の病気が進んでしまう、自分の精神が崩壊してしまうというので殺すしかないというので殺してしまったというものでした。その時に一番本当に思ったのは、そういう精神状態、言い方悪いですけど、そういった方というのが本当にその場で、どういった気持ちを持っていたのかというのが、やはり皆裁判員の方とかで話している中で一番争点になっている部分でして、その時の裁判自体もその部分、刑事責任が取れるか取れないか、そういったところというのはやはり一番大きな争点になっていまして、弁護人の方はもう心神喪失状態なので無罪を主張されていて、検察側の方は、耗弱状態なので6年というふうなことを言われていたのですけれども、我々の中で判断したというのは3年6ヶ月という判決を下す結果になりました。やはり私もそういった場面も分からないですし、その方がその時に本当に殺人を犯すときの状態というのが、本当にそこまでの病気によってなったのかということが一番重要なところでもあり、そのところで裁判が終わったあとも本当に自分たちの出したものが良かったのかというのがずっと考えてしまうところかなと思っています。

今回初めてこういう経験をさせていただいたのですけれども、日常的なことしか

やっていない中では、全然経験できないことだったので自分達で人を裁くという難しさというのも分かりましたし、そういった精神状態の方とかもいらっしやる中で自分達もどういった生活をしていかなければいけないのかなというのも考えることができたのですごく良かったと思っています。

(司会者)

どうもありがとうございました。裁判官、検察官、弁護士の方から、今の裁判員、補充裁判員経験者の方にご質問とかございますか。

(検察官)

最後6番の方のおっしゃっていた件なのですけれど、おそらく責任能力の説明というのが最初の方にあったと思うのですが。

(6番)

そうですね。

(検察官)

その説明というのは分かりやすい説明だったでしょうか。それで聞いて大体概念というのは。

(6番)

責任能力の部分は、検察側の方にも図で説明していただきましたし、精神鑑定をしていただいた先生もスライドを使って説明していただきましたので被告人の罹患した精神疾患がどういう病気なのか、心神耗弱状態と喪失状態というのがどういうものなのかというの、その時点で理解はできました。

(検察官)

分かりました。ありがとうございます。

(司会者)

その点については、あとでお話を伺いたと思います。

それでは次に進みまして。審理のスケジュールについて皆様に御意見御感想を伺いたと思います。これは選任手続の日と第1回公判の日との間に間隔を空けるの

が良いのか空けない方が良いのかという点なのですが、今回1番と2番の方が担当された事件では選任手続が行われたあとに、日を改めて公判の審理が行われたわけですが、その日を改めたという、選任手続の日と公判の間で日が替わったわけですが、その点について御感想はいかがでしょう。1番の方。

(1番)

そういうものだと思いますので、特に何も。

(司会者)

選任手続は選任手続で終わってしまっただけで選ばれたと、また改めて裁判員として法廷に臨まれたわけですが、それは良かったでしょうか。

(1番)

そうですね。特に。

(司会者)

御感想はないですか。2番の方はいかがですか。

(2番)

選任手続のときには実感もなく来ましたので、次の日に来るときには、ああ今日からだなと意識が変わる意味では良かったかなと思います。

(司会者)

3番の方から6番の方が担当された事件では、午前中に選任手続が行われまして、その日の午後から法廷での審理が行われていますが、それぞれ御感想はいかがですか。3番の方。

(3番)

選任手続だけで終わりだと思っていました。たまたまその日は何も用事を入れていなかったのですが、たぶんそれだけで終わりだろうと思ってあとで用事を入れてみると、すいません出られませんということに、もしかしたらなかったかもしれないなど、今考えると思います。ただ、私はたまたまその時は時間が空いていたのですが、時間がない会社などでなかなか来られないという人にはまとめて

やってしまった方が良くと思いますが、あらかじめ、もしかしたらその日のうちに入るかもしれませんがという連絡があった方が良かったかもしれないと思います。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方。

(4番)

正直、びっくりしたというのですかね。そもそも受かるというくじで当たるというふうに思っていなかったもので、午前中に来て外れれば帰ってまた通常の業務に戻れるというふうに思っていたので、引いてしまったあとすぐに別室に呼ばれて、いきなり宣誓文を読んでもらうというふうに言われたので、連行されてきたみたいなそんな感じでなるようにしなければならないなという感じでした。そのあとお昼をはさんでからという話でしたけれど、昼休みには会社の方に次から次へと電話して、こうなっちゃったので、ごめん、今日の話はこういうふうにしてくれとか、明日から行けないからとか、会社が近かったので夕方は戻ったのですけれど、いろいろと予定が入っていたのは全部ずらしてというような形で、事前の準備が足りなかったといえそうなんですけども、本当に選ばれてしまったらちょっとばたばたするものだなということと、本当にいきなり始まるんだなという感じでした。なので、日を改められるものなら改めた方が仕事を持っている方については調整がしやすいのかなというふうに思いました。

(司会者)

ちなみに3番と4番の方が担当された事件では、初日の審理というのは起訴状に対する認否と冒頭陳述だけだったようなのですが、それでも初日の審理というのは戸惑いがありましたか。

(4番)

戸惑いというと。

(司会者)

選ばれると思っていなかったもので、いざ選ばれて午後から法廷に入ってください

と言われるとかなり動揺されたということでしょうか。

(4番)

動揺というよりも、もう言われたとおりにとにかく早く自分が何をしなければいけないのかを理解して、それに臨むしかないなという形で整えていったということですかね。

(司会者)

3番の方は、その点戸惑いとかはなかったでしょうか。

(3番)

戸惑いというか、その日1日忙しいなという感じでした。私はたまたまそのときは会社に行っていなかったのが良かったんですけども、やはり会社があって出てきた場合は、裁判員に選ばれるか選ばれないかといいますと、選ばれない確率の方が高いので、ほとんどの人が選ばれないだろうと思ってきていると思うんですよ。そこで選ばれてしまっただけ、はい午後からこういうことがありましてというと、たぶん結構きついかもしれないなと思いました。

(司会者)

最初の日に行われた法廷での手続きは事件に対する認否と冒頭陳述だけだったようですけど、それでも戸惑いがあったということですか。

(3番)

はい。自分が裁判員になると思って行っていないので、その意味では戸惑いがあると思います。ただ、一番最初の日には裁判に慣れるという形、そういう感じですね。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方いかがですか。

(5番)

ちょっと記憶が定かではないのですが、私の場合は選ばれた場合は午後からもとというように、アナウンスされていたような気がするんですね。どちらかということ30何人いらっやって、その中で6人ということですから確率としては低いか

もしれないですけど選任されることもあるわけですので、午後からあることに関しては、僕はなんの抵抗もなかったんですけど、それよりも選任されるされないに関わらず仕事のスケジュールというのは1週間前に調整はしておかなければいけなかったわけで、逆にそっちの方が大変だった。

(司会者)

事前の調整の方が大変だった。

(5番)

ええ、もし選任された場合、4日間か5日間だと思いますけれど、それをあらかじめ調整しておかなくちゃというのはありました。

(司会者)

6番の方、いかがですか。

(6番)

私も事前に選ばれたら午後から事件に入る可能性があるというのは連絡いただいていたと思うんですよ。最初に召集の紙かなにかに確か書いてあったような気がするんですよ。なので、選ばれたらという準備はしていたので特にそこに関しては、そんなにまでは違和感はなかったです。ただ、やっぱり5番の方がおっしゃるように仕事があるので、その調整というのを1週間なりとか選ばれる選ばれないという場合がありますけれども、そのところの準備というのがどうしても入ってしまうので、そのところだけかなあと思います。

(司会者)

この点に関しては、裁判所が一番利害関係があるかと思うのですが、これは裁判官いかがですか。

(裁判官)

4番の方なんですけれども、それを仮に別々にした場合には結局トータルとしては長くなってしまいうというデメリットがあると思うのですが、それと比較でも、ちょっと変えた方が良い感じですか。

(4番)

1日の始まりと終わりが自分の勤めからすると非常に短いのでもっと朝から夜遅くまで、夜遅くまでは人によって対応できない人もいるんでしょうけど、もう少し1日にギュッとつめても全然自分としては大丈夫だったので、選ばれたあと連絡をして、事前に戻ってこない可能性もあるよとは言っていたけれども、戻ってくると思っていたので、そこら辺の気持ちの切り替え、会社の方の連絡だとかいうようなところを考えると昼休みの時間帯だけだとちょっと短かったのかなという感じです。

(裁判官)

5番と6番の方、仮にですねオプションとしてですね、まとめて前もって予定を押さえておくのではなくて、1日なり半日なり、選ばれるか選ばれないかの仮に選ばれなかったらそれはそれで終わりなのですけど、選ばれたらその午後の時間を使ってスケジュール組むとかそういうオプションがあった場合はどちらが良いかという、その辺についてはどういう感じですか。

(6番)

私は、その時の業務の状況によるところが結構大きいんですね。たまたま、確か1月だったと思うんですけど、その時ってそんなに忙しい時期ではなかったので予定をすぐ取りやすかったというところがあります。ただ、それが本当に忙しいときになると、その日に例えば午前中に決まって午後からとかというのはなかなか難しい場合もどうしても出てくる時があるので、その辺は。私の場合なんですけども、そのときの仕事の状況によりけりで変わってくるかなという気がします。

(5番)

私もその方のお仕事の状況次第かなと思います。

(司会者)

それでは先に進めたいと思います。法廷が開かれて公判になりますと、まず検察官と弁護人が冒頭陳述といって証拠調べに先だって、要は証拠調べの予告編にあたる主張をされるわけですけども、英語で言いますとオープニングステートメント

というのですけれども、その検察官と弁護人の冒頭陳述というのは、はたして分かりやすいものであったかどうかですね、皆様の率直な御感想を伺いたいのですが、皆さん事件に対して予備知識のないところで検察官と弁護人から冒頭陳述をお聞きになるわけですから、その点いろんな感想をお持ちかと思えますけれども、率直な御感想をお一人ずつお聞きしたいと思えます。

(1 番)

私の事件は、とても分かりやすい事件だったので、分からないようなことはほとんどなかったです。

(司会者)

1 番の方が経験された事件は、いろんな事件の件数が多かったと思うのですが、それは大体区別して理解することはできたでしょうか。

(1 番)

はい、第 1 事件と第 2 事件というふうに言われていたので、その区別はちゃんとできました。

(司会者)

特に混乱はなかったですか。2 番の方いかがですか。

(2 番)

そうですね。検察官の方の意見もよく分かりましたし、たまたまそのとき一番右側で検察官側だったのでよく聞こえました。逆に弁護人が逆になりますので。これは、他の方も言ったんだけど弁護人がどういうことを言いたいのか分からないというようなことがありました。

(司会者)

3 番の方いかがですか。

(3 番)

記憶があまりないのですが検察官の方のほうは、いろいろと資料を出していただきまして非常に分かりやすかったと思えます。弁護人の方なんですけれども準備

不足だったのかなと思ったんですけど、口頭でいろいろとどういうところでは情状酌量の余地があると説明があったと思うんですけど、口頭だけですので記憶に残るというのが少しもしかしたら弱かったかもしれません。弁護人の方がおっしゃったのが一般的な初犯だからとか反省しているからというようなことですので、ちょっと心に残ることが少なかったかなと思いました。以上です。

(司会者)

4 番の方は、冒頭陳述についていかがでしたか。

(4 番)

他の案件を担当したことがないので何がスタンダードなのかはよく分かりませんが、検察側の方はイラスト入りのA3の横書きの紙にいろいろどういう事件でどういう判決を望むんだというようなことが確か書いてあったというふうに思います。説明についても、プレゼンテーションに慣れた感じで順番に説明してくださったので、我々みたいに突然集められたメンバーでもこの事件がどういう事件なのかというのが分かったと、それに対して弁護人の方はA4の文字だけ書いたものをただ読まれただけというような話で、確かその時に裁判官の方にただ紙を配るだけじゃだめだよみたいな形でたしなめられていたかと思うのですが、結局その紙は配られずに、その場で読むだけという形だったかというふうに思います。それが準備不足だったのか分かりませんが、我々からすれば検察側と比べると本当に弁護する気があるのかとか、やる気があるのかなというふうに差はついて感じてしまいましたし、あとで聞いたら国選じゃなくて私選だという話だから、被告人の方からお金を貰っているのにどうしてこんな対応なのかなというふうな疑問はありました。

(司会者)

5 番の方。

(5 番)

私が担当させていただいたのは、量刑を決めるということだったと思うのですけ

ど、殺人を犯したことは、もう被告人が認めていましたので、先ほどちょっと申しましたけど弁護人の方からは10年だったと思いますけど、検察の方から20年ということで、これちょっと表現の仕方が良いかどうか分からないのですが、弁護人は苦しいよねというふうにすごく思いました。検察の方は、検察官は事実に基づいて、それをもう20年という量刑は、こうこうこうなのだから20年だよということをズバリ言いきれたような気がしたのですが、弁護人の方は、その時国選の方だったと思うのですが、なんか苦しいなとすごく感じてしまいました。

(司会者)

求刑を絡めるともう論告の問題になるかと思いますが、最初の冒頭陳述については双方あったはずなんですけども御記憶はいかがですか。

(5番)

双方あったというのは。

(司会者)

検察官、弁護人から、それぞれ最初に冒頭陳述という主張があったと思いますが、それについての印象は。

(5番)

検察官からは本当に自信を持ってお話されていて、弁護人の方は先ほども言いましたけどちょっとこう表現も僕は信じられなかったんですけどそういう表現を使いながら弁護されて10年というものを書いていたような気がするのですが、とにかく苦しいというか、苦しそうに話していたような気がします。

(司会者)

6番の方いかがですか。

(6番)

分かりやすさというところでいうと、検察官の方が作られた資料の方が、やはりイラストも入っていましたし、時系列にある程度並んでいましたので分かりやすかったというところがあります。弁護人の方が作られたのは、やっぱり文字だけとい

う形が多くて、その方も国選の方だったのですけれども、なかなか時間がない中で作ってこられたのかなというふうなちょっと印象を持ちました。以上です。

(司会者)

この点については、検察官，弁護士双方からいろいろとお聞きになりたいのではないかと思うのですが。横井検事ありますか。

(検察官)

今、非常に好意的な御指摘をいただいているので、非常に我々の努力が実っているのかなというふうには思っていますが、我々としてもですねなかなか難しいところで一番最初の時点でどれだけの情報量を皆様にお伝えした方が良いのかと、というのはなかなか分かりづらいところがあるのですが、皆様あえて分かりやすかったとおっしゃっていただいたのですけれど、あえてこの点はこうした方が良かったんじゃないかとかいう御指摘があれば非常にありがたいというふうに思うのですが、覚えておられる限りで結構なんです。

(司会者)

どなたでも結構です。4番の方どうぞ。

(4番)

プレゼンテーションだったにも関わらず誤字とか変換間違いというのですかね、最近ワープロで作られると思うので、そういうところは目が行っちゃうので、もうちょっとチェックをしないといけないのかなというふうには感じましたね。

(検察官)

そういうのがあると信頼感を失うとか、そういうとこに。

(4番)

そこまでいかないけど、ちょっと笑っちゃうという。

(司会者)

他の方は検察官の冒頭陳述について何か御意見は。よろしいですか。それでは齋藤弁護士いかがでしょうか。

(弁護士)

まず、3番と4番の方は冒頭陳述の段階では弁護人からそもそも資料が配布されなかったということで良いのですかね。何か配布されたのですか。

(3番)

手書きのコピー用紙、すぐ今書きましたという感じの手書きのものを配布なさろうとしたのですが、ちょっとその手続がきちんとしていなかった、ちょっと理由が分からないのですけれども裁判官の人にそれは今配らないでくださいっていうふうな形で却下されているんですよ。それで結局弁護人の方は弁護席でその手書きのものを読み上げたという形になりました。ちょっと理由覚えていないのですけれども。

(司会者)

裁判官から、なぜその弁護人が書面に書いたものを配るのを止めさせたのかという点について説明はなかったですか。

(3番)

説明はありました。ただ、その説明の意味がよく分からなかったということと裁判中ですので、やはり勝手にどういう意味でしょうと言えませんでしたので、そのあと聞く機会もなくなってという形です。

(司会者)

4番の方は。

(4番)

そうですね、初日だったのでやり取りはやっている、なんかたしなめられているなという気はしましたけど、それが正確に何で配られないのかっていうところまでは理解がいかなかったと、最終的に納得できなかった、理解できなかったというふうに覚えていますが、あとで部屋に戻ってからか、その会場でだったか分からないですけど、裁判員裁判だから読むよう、ただ文字で書いたものを配るようなものではなくて我々素人に分かるような体裁のものを作ってくるべきだというようなこと

を言われていたんだというふうに思いました。なので結局、片側は資料があつてちよつと先に進んだけど分からないところを読み返すことができても、片側のやつは口頭で言われただけ、しかも紙もないという話だから、もう1回聞きもらしてしまつたらもう何が何だかこっちは分からないという形なので非常に分が悪かったなという感じはしますね。

(弁護士)

そうすると他の1番、2番、5番、6番の方は弁護人から何らかの資料は提出されたということによろしいのですかね。その資料の分かりやすさという点では、圧倒的に検察官の方が分かりやすかったというようなことで良いのですかね、皆さん。

(6番)

初日というのは、私がやったのは殺人事件なんですけど。それを起こした時の経緯というのをまず最初に分かりやすく説明していただけたと思うのですね。それがやはり検察官の方が出した方がより分かりやすかったというふうに、大体皆そうなんですけれども、参加したメンバーはそういうふうに思いました。

(弁護士)

そうすると、そのあとの評議なんかも基本的には検察官の資料と弁護人の資料が冒頭陳述で配られるところがあったと思うのですが、基本的には検察官のものをよく見ているという感じだったのですかね。そうすると一応見るのは弁護人の資料も一応見ると。

(6番)

そうですね。見比べもしますし、そのタイミングごとにそれぞれちゃんと資料は出していただけていましたので、差があるとかではなくて分かりやすさはどうだったかという、一番最初の時点で、やはり検察官から提出されたものがより事件というものの中身が分かりやすかったということです。

(司会者)

よろしいですか、他の方も大体同じような御意見ですか。

(1 番)

結構事細かに書いてあったので、とても分かりやすかったです。

(司会者)

弁護人の冒頭陳述で配布された資料について理解おできになったかということな
んですけど。

(1 番)

ええ、良く。

(司会者)

お分かりになったんですか。齋藤弁護士、ほかにございますか。

(弁護士)

あと、先ほど国選弁護人、私選弁護人の話が出ましたけれども、やはり皆さんの
意識の中だと私選弁護人は直接お金を貰っているから冒頭陳述とかも一生懸命作っ
てやるだろうという意識で、国選弁護人は国からお金を貰うからそんなにやらない
んだろうという意識はあるのですかね。

(6 番)

私はそこはないですね。それを知ったのも終わったあとなので、そこはあまり考
えていなかったのですけれども。ただ、忙しかったのかなとそのあとに考えただけ
です。

(司会者)

3 番と 4 番の方は、事件は私選弁護人でしたけど、その点はいかがですか。そう
いう目で弁護人を御覧になったのかどうか。

(4 番)

私はさっきも言いましたけど、そういう対応だったから逆にその話を聞いた時に
なんかどうしたのかなと、自分は最初国選だと思っていたのですが、外国人だし
頼るつてもないだろうから、きっと国が用意した弁護士の方なのだろうと、仕方な
くっては何ですけれど対応されているような感じがしたのですが、あとあ

と聞いてみるとどうも私選だったとの話だったので、それにしてもちょっと対応が問題あるんじゃないのと、かわいそうじゃないというふうに感じたということですね。

あと、さっき言い忘れましたけど、今日この会議室に入る前に資料をおさらいで見ましたけど、それにはワープロ書きされた冒頭陳述の中身が入っていました。ああ、これが本来配られるべきものだったのかなっていうのが入っていたというのは先ほど見たような気がします。以上です。

(司会者)

それでは先に進めますけれども、今回お集まりの皆様方の御担当された事件で2番から5番の方が担当された事件は、被告人が事実関係を認めている事件だった訳ですけれども、これに対して、1番が担当された事件では強盗罪が成立するのかどうかという点に争いがあったと伺っていますし。6番の方が担当した事件では、先ほど御紹介があったように被告人に責任能力があるのかどうかという点に争いがあったということですね。被告人が事実関係を認めている事件ではそうですし、被告人が事実を争っている事件でも、争わない部分については通常検察官が捜査段階で作成した供述調書という書類を朗読するということが一般的に行われているわけですが、こういう証拠書類の朗読は皆さん分かりやすいものだったでしょうか、お一人ずつ御意見を伺いたいと思いますけれど。

(1番)

女性の方でとても分かりやすくお話されていてびっくりしました。あんな若い方がはきはきとお話しされていたので、ちょっとイメージが変わりました。

(司会者)

証拠書類の朗読でイメージはつかめましたか。2番の方、いかがですか。

(2番)

そうですね、流れもよく分かりましたし素直にこう頭に入ってきた気がします。

(司会者)

3 番の方はいかがですか。

(3 番)

はい、分かりやすかったです。一番最初の資料にもある程度書いてありますし、そこを見ながらというものもありました。薬物犯罪ですので、何が何グラム、何が何グラムというのが非常に長かったので、ちょっとそれが途中で飽きるなど思ったことはあります。

(司会者)

実際、3 番さんと 4 番さんが担当された事件は、通訳を介して手続が行われたという関係もあるのですが、書証の朗読の時間が相当長かったようなのですけれど、実際そういう感想は持たれたということでしょうか。

(3 番)

はい、薬品が何グラム、何グラム、何グラムと段々飽きてくるなど思いながら眠くならないように気をつけなくちゃと思いながら聞いていました。

(司会者)

4 番の方はいかがですか。

(4 番)

そうですね、内容は非常に分かりやすかったです。どこで受け渡しをした、何を受け渡しをした、その写真がどうだというので、1 つ 1 つ丁寧に説明してくれるので非常に分かりやすいのですけれど、写真も何枚もあるし地図も何スライドも出てくるしということで、これが裁判なんだなというふうには思いましたけれども、言われたみたいにくどいぐらい丁寧に説明していただけたのでよく分かりました。

(司会者)

5 番の方はいかがですか。

(5 番)

ほんとに時系列でお話いただいて、今回の事件の内容が非常によく分かりました。以上です。

(司会者)

6 番の方いかがでしたか。

(6 番)

私も丁寧に説明していただきましたので、大体どういった形で犯行が行われたのかというのが、たぶん皆さん大体イメージができたと思います。ただ、やっぱり殺人なので、その場面の写真が出たときには皆ちょっと引いたりとかはありましたね。

(司会者)

写真の点については、またあとで皆さんから御意見を伺いたいと思います。調書の朗読については、今おっしゃったとおりですか。

(6 番)

そうですね。特に問題なく頭に入ってきました。

(司会者)

この点については、検察官が一番関心のあるところではないかと思うのですが、横井検事から何かございますか。

(検察官)

最近しばしば裁判所の方から調書朗読ではなくてですね、実際に証人を呼べということをよく言われるのですけれど、我々としては証人尋問で聞ける範囲よりも調書で、捜査段階で聞いた調書で細かく聞いたところを文書にしてありますので、できればもちろんミックスでですね、証人尋問する部分と調書の部分でやりたいと思っておるのですけれど、皆さんの今の御感想を聞くと調書であっても内容さえ分かりやすければ、ちゃんと頭に入りやすかったという御感想で良いのかどうかということなんですけれど、その辺はいかがですか。聞き方を変えると調書よりも本当にその人が来てしゃべった方が良かったのかどうかということなんです。

(司会者)

実際には調書が朗読されたけれども、その人が法廷に来て話を聞いた方が分かりやすかったのではないかなという印象を持たれたのではないかということですね。

(6番)

私は予備知識としてイメージを持てたので良かったと思います。

(検察官)

調書を先に朗読したことが。

(6番)

何もない状態で来られても、皆ちんぷんかんぷんで終わってしまうのではないかなど、こういった形でその事件が行われたというのは、やはり予備知識として必要だと思いますので、私は良かったと思います。

(司会者)

冒頭陳述があらかじめされて、一応これからどういう証拠を調べますよという予告はされているわけですがけれども、やはり調書で読み上げられた方が良いということですか。

(6番)

まず最初にこういった事件、概要が分からないので、そういった部分でいうとやはり読み上げられてでも箇条書きなんですけれども、そういった形で本当に予備知識だと思うのですが、そういったものがあって私は良かったと思います。

(司会者)

それでは、今出ました話に関連して先に進ませさせていただきますが、今回2番の方が担当された事件では被告人が殺人未遂の事実を認めていたわけですがけれども、犯罪事実に関係する証人がお二人調べられているかと思います。それから6番の方が担当された事件では、先ほどもありましたけれども精神鑑定したお医者さんが調べられましたし、被告人の家族も証人として証言をされたかと思いますが、こういう事実関係に関する証人やお医者さんの証人尋問などですね、こういう証人尋問がはたして分かりやすいものであったかどうかという点について、それぞれ御感想を伺いたいのですが2番の方いかがでしょうか。

(2番)

証人ですね、被害者の娘さんが来られたのですけれども、その方が非常にパフォーマンスがすごくてですね。意見がすごいんですね、述べる時間の長さといい、表現力といい、プロの方なのではないかなというぐらい表現豊かに、そして被告人の方をすごく追い込んでいくような証言をされていたのですけど。

被告人を追い込んでいくようにされて、それでちょっと圧倒された部分はありました。これは皆感じていました。ただ、そういう証人の方がいるっていうことで具体的なことがすごくよく分かりました。

(司会者)

もう一人、証人が調べられているかと思いますが。

(2番)

はい、そうですね。

(司会者)

もう一人の証人の印象はちょっと薄いですか。

(2番)

そうですね。もう一人の方はちょっと薄いですね。

(司会者)

ただ、そういうふうに出られた方の表現力によっては非常に強い印象を受けられたということですね。

(2番)

はい。

(司会者)

6番の方、先ほどもちょっと御紹介があったのですけれども、証人尋問がはたして分かりやすかったかどうかという点についていかがでしょうか。

(6番)

とにかく、精神鑑定の方は、場馴れされているみたいで、病気のことについて、こういう状態ですっていうのをスライドを交えて説明されたので、その時点で、こ

ういう病気なんだっていうのがすごく分かりやすかったっていうところがあります。それで、被告人がその時にはどういう状態であったと思われるかっていうのも、その時点では皆なんですけれどもすごく分かるような感じでした。もう一人の方、叔母さんだったと思うんですよね、同居されている。その方はどちらかというとな被告人寄りの本当に擁護するような感じの説明っていうか、結構年配の方だったんですけれども、そういった形だったので、あまり覚えがないっていう感じです。

(司会者)

それでは、多田裁判官から何か感想とか御意見、ありますか。あるいは質問でも。

(裁判官)

同じ観点の質問になるかもしれないんですけど、その聞き方とかで特に気になった点等は、あれば教えていただきたいんですけども。

これは全般的に必ずしも証人尋問に限らず、何らかの被告人質問も含めても、こういう聞き方が分からなかったとか、この辺がちょっと何言っているか分からなかったとか、そういう感想はございませんか。

(6番)

率直に思ったのは、弁護人の方の口調があまりにも悪すぎる。

(司会者)

口調といいますとどういう。

(6番)

けんか腰になってしゃべられる時があるんですよね。証人の叔母の方に「いや、こうじゃなかったんですか」という言い方がすごく攻撃的なことがありました。一番それがたぶん聞いている中では印象に残っています。

(司会者)

他の方はいかがでしょうか。検察官や弁護人の質問の仕方について何か御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

(5番)

検察官から被告人にいろいろあったんですけども、こんな言い方は適切じゃないんですけども、その被告人の、言い方悪いんですけど思考のレベルってあるじゃないですか、普通だったら皆ここまで考えられるんですけども、言っちゃ悪いけどこの人はここまでしか、もしかしたら考えられないんで、質問の意味が通じてない、とんちんかんな答えがたまにあったかなっというのを感じました。

(司会者)

被告人が質問の意味をよく理解していないのにお構いなしに。

(5番)

お構いなしでもないんですけど、だから、それで何かウニュウニュウニュってそれでおしまいみたいな。本来聞きたいことを被告人が答えないんですよ。答えないんですけども、それで何か終わってしまうっていったところが、幾つかあったような気がします。

(司会者)

それは、弁護士やあるいは裁判官、裁判員の方が更に突っ込んで尋ねたということなんですか。

(5番)

僕もちょっと聞いたんですけど、この人にこれを聞いても無駄かなって正直思ってしまったところがありました。

(司会者)

検察官、弁護士から尋問方法等について何か御発言御質問ありますか。

(弁護士)

形式面なんですけど、弁護人の聞き方、つまり声の大きさとかですね、話すスピードとかですね、その辺の間の取り方とか、それが何かちょっと弁護人がまずいんじゃないのかというようなことはあったでしょうか。

(2番)

たまたま女性の弁護士だったんですけども、確かに声が小さくて聞きとれないと

いう面はありました。あと口調がはっきりしてなくて、ずっと同じような調子でしゃべられていたというのはありました。

(司会者)

他の方がいかがですか。特にございませんか。横井検事から何か。

(検察官)

同じようなことなんですけども、検事の尋問で、先ほどあまり気になったことはおっしゃっていただけなかったんですけど、あえて言えば、検事の尋問の中でここはこうしたほうが良かったんじゃないのかという点があれば教えていただけるとありがたいんですけども。

(司会者)

率直に、覚えておられる限りでおっしゃっていただきたいんですけどね。日本の裁判官も含めてもそうなんですけど、法律家の法廷での技術の中で一番見劣りするのが尋問技術だと言われているんですよね。やっぱり我々、裁判官も含めて尋問技術を磨く必要があると。当事者は尚更そうなんですけれども。検察官、弁護人としても尋問技術を磨いていただく必要があるんですが、ですから率直に感想御意見をぜひいただきたいのですが、いかがでしょうか。こういった尋ね方は良くないとか、どうかと思うということが、もしありましたら。

(5番)

ちょっと先ほども申し上げたんですけども、被告人とか例えばこう、私のケースは証人の方はいらっしゃらなかったんですけど、答えを引き出しやすいような質問の仕方をされたほうが良かったかなと。結局それをどんどんどん突き詰めていくかっていったら、そんなこともなかったような気がしますし、不本意なとんちんかな答えを言ってそれでおしまいってなっちゃっていたケースがあったので、難しいんでしょうけども、答えやすい言い方っていうのがあるのかなのか分からないんですけど、あればそのほうが我々も分かりやすいかもしれないです。

(検察官)

具体的にはどんなふうな質問に、どんな答えをしてたんですか。覚えてらっしゃる限りでいいんですけど。

(5番)

その被告人は被害者の方を車の中に放置をずっとしてたんですね。それで「何で放置してたんですか。」っていう聞き方をされてたんですけど、被告人が要は一緒にいたかったからっていう答えをしたんですね。それで、本来、好きだったから一緒にいたかったっていう答えをしたんですけども、好きだったから一緒にいたいんだったら、例えばきちんと葬ってあげるとかそういうことは考えなかったんですかって言った時にハッと黙ってしまっていたりだとか。ちょっと今鮮明には思い出せないんですけど、結構、被告人が何を聞かれているのか分からなかったのが何回かあったような気がしました。すみません、ちょっと具体的には思い出せないんですけども。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

被告人質問のことが話題に出ましたけれども、2番の方で検察官質問では被告人がかなり年配の方ですけども、意思疎通、質問のときなんかうまく応答はできたんでしょうか。

(2番)

そうですね。多少耳が遠いということはありませんけれども、大体はとれていると思います。聞き返すことも何回かはありましたけれども。

(司会者)

弁護人や検察官がちゃんと証人の言いたいことを引き出していましたか。

(2番)

被告人がですね、あまりしゃべる人じゃなかったの、「反省しています」とか単純な答えしか引き出せてなかったような感じがします。

(司会者)

自分の言葉じゃなくて、「こうじゃないですか」という形で問いかけることが多かったんですか。

(2番)

そうですね。「これこれしましたね」とか「こうでしたね」という言い方でした。

(司会者)

あと、3番と4番の方は外国人が被告人になったわけですがけれども被告人質問のときに通訳を介していろいろと難しい点があったかとは思いますが、被告人の言い分を弁護人や検察官が聞きだしていたようでしたか。いかがですか、その点。

(3番)

質問と言うよりも、目立ったのが通訳の人がすごく大活躍していたっていうことのほうが目立ちましたね。検察の方はハキハキとこれを質問して、これを質問してという感じで、弁護人の方も質問しているんですけども、それをすぐに外国語のほうに通訳して、被告人が言いますよね。それをメモしながら、すぐに日本語に通訳してっていうふうに、通訳の人の日本語も分かりやすかったです。ただ、私はその外国語が分かりませんので、英語ではないちょっとマイナーな外国語なんですけれども、はたしてそれが正しいかどうかっていうのはもう検討しようがないので、ちょっとそこら辺はもうこれはどうしようもないかなとは思いましたがけれども、ただ、本当に通訳の人が大変活躍していたとは思います。

(司会者)

4番の方、今の質問技術について、いかがでしょうか。

(4番)

検察側、弁護人側、双方とも何を質問しているのかっていうのは我々はよく分かったし、それに対して、今言った通訳の方が質問されるんですけど、最終的に返ってくるその答えっていうのは、我々は通訳の方の日本語で回答を得るんですけど、それが若干、質問の内容にすればちょっとずれている答えなのかなっていうところ

が何点かありました。ただそれが、被告人がはぐらかしているのか、通訳する時にちょっと誤差が生じてしまったのかっていうのは、我々はただ通訳の方から出てくる日本語を聞くしかないのです、そこら辺はどういう質問をしたのか、日本語ではこういう質問をしたけど、外国語で本当に聞きたい事を聞けていたのかどうかっていうのも我々は分からない。なので出てきた最終的な通訳人の日本語が若干質問とずれていたことはあったなあっていうふうには感じました。

(司会者)

今の被告人質問については齋藤弁護士から何か。

(弁護士)

先ほど聞き方のことを聞いたんですが、弁護人によっては証人尋問とか被告人質問の前にですね、尋問事項書といったこれから例えばこういうようなことを聞きます。例えば仕事のこととか、今回の事件のこととかね、そういうような紙を事前に裁判員にお配りして、それを見ながらメモも含めてですね、配布してやっているという弁護人もいるんですが、皆さんのところの尋問についてはそういうことをやっていた弁護人がいるのかどうなのか。もし、いたのであればそういうやり方について皆さんはどう思っているのかっていうのをちょっとお聞きしたいのですが。

(司会者)

まず、そういう尋問事項書を示しているっていう弁護人がいるかどうかっていう点についてどなたか。御意見のある方は。

(6番)

私は一応ちゃんと説明、それは双方なんですけれども、横からそういうふうに、こういう質問を出します。そこにちゃんとメモが書けるような形で、それを配っていただいて、それに沿った形で質疑応答みたいな形でやっていただいていたので、その点は分かりやすかったっていうのはあります。

(司会者)

それは証人尋問も被告人質問もそうだった。

(6番)

そうですね、はい。双方からそういった形で出てきていましたので、次はこういった質問なんだなっていうのも分かりますし、それに対して最終的にこちら側からもう1回質問し直すっていうこともできましたので、そういった点ではすごく分かりやすかったです。

(司会者)

検察官や弁護人が質問する質問の意図もよく分かったっていうことですか。

(6番)

そうですね。ただ答えている内容は、やっぱり、なかなかそれが正しい答えが返ってくるかってちょっと難しいところがありましたので、そういったところでは検察官の方も弁護人の方も結構苦労されていたっていうところはあります。

(司会者)

5番の方いかがですか。

(5番)

私もたぶん、弁護人から出ていたと思うんですけど、率直に思ったのがその質問事項が結構、私を感じたことなんですけども、刑を軽くするための質問事項みたいなのがいっぱい並んでいたような気がして、なんかちょっとわざとらしいというか、とはちょっと感じました。

(司会者)

せっかく作ってもらった事項というのがあまり効果的じゃなかったっていうことですかね。

(5番)

かえって嘘くさくなってしまう。

(司会者)

他の方が経験された事件ではそういう尋問事項書のような物は用意されなかったんでしょうか。

(4番)

私の案件でも確か紙は配られていたと思います。それに沿って、検察側も弁護人側もその内容を順番にトレースしながら質問されていったので、どんな質問するんだらうなっていうのは分かりました。

検察側のほうは、やったことに対しての質問がどちらかというが多かったんですけど、弁護人側のほうは本人の生い立ちだとか、本国での暮らし方だとか、そういう人となりや、悪い人間じゃないんだよというようなところを聞こうとする内容が多かったんで、外国人の被告人から結構その本来聞いてないところまで余計に話のそれたような回答もいっぱいきていたかなあというふうに感じました。

(司会者)

質問からずれた答えが返ってきてしまうという。

(4番)

そうですね。本人の若い時代の話とかで、自分は何が好きでとかいう話で、どんどんどんどん脱線していった方向で弁護人からも「そこまで言わなくていい」みたいな話で止めが入ったりというようなこともありました。

(司会者)

あとの方。逆に尋問事項書が用意されてなかったんで分かりにくかったってことはないんですか。1番の方。

(1番)

それが尋問事項書かどうか覚えてないんですが。

(司会者)

こういうことをこれから聞きますよというようなことを予告するような、メモか何か箇条書きにしたような。ありましたか。

(1番)

はい。何かあったと思うんですけど。

(司会者)

2 番の方はいかがですか。

(2 番)

質問書みたいなのは記憶にないですね。

(司会者)

そういうのがあったらなということはお感じに。

(2 番)

ありました。

(司会者)

ありましたか。御意見か何か、この点について。

(2 番)

いや、特に。

(司会者)

先に進みます。先ほど6 番の方からも御発言があった点なんですが、証拠調べの時にですね、被害者の御遺体のような、非常に不快感を感じさせるような写真ですね。こういう写真が調べられるということが往々にしてあるわけですが、別の裁判所で先日、そういう残虐な写真を見せられたために精神的な被害を受けたという裁判員経験者の方がおられて、訴えを起こされたということが報道されました。そういうことが皆さんが経験された事件の中で起きたのかどうかという点ですが、5 番と6 番の方が経験された事件は殺人ということですので、被害者が亡くなられているので、被害者の遺体の写真というのが調べられたのでしょうか。いかがですか。

(5 番)

まず、写真を見せられる前に、法廷に入る前に裁判官の方からこういう写真が出る可能性がありますんで、もしそれを見る自信がない人は、見ないでくださいってことはおっしゃっていただいて。まあ見るなって言われても見てしまうんだと思うんですけども、そういう気遣いはいただいていた。

実際私が見た遺体の写真というのは、真夏の暑い中に3カ月間ぐらいほぼもう全裸の状態で放置されていた写真でしたので、それがもう人間に見えなくて、人形のように黒く膨れてしまっていたので、血が飛び散っていたりとか、頭が割れていたとかそういう写真ではなかったんです。もう人に見えなかったっていうか逆に。ですから、それは今でも頭の中に残っていますけども、残虐な写真にはちょっとこう、見えませんでした。私の場合は。

(司会者)

それは白黒ですか。カラーですか。

(5番)

カラーでした。

(司会者)

逆に遺体が変わり果てているという意味ではショッキングな写真じゃないかと。

(5番)

そうですね。はい。

(司会者)

そういう写真を御覧になって5番の方でもあるいは他の裁判員の方でも何かショックを受けられたとかという発言はなかったんですかね。

(5番)

戻ってからも裁判員同志でその写真に対してのあれはすごかったねとか酷かったねとかはなかったと思います。

(司会者)

6番の方の事件ではいかがですか。

(6番)

私、遺体の写真は2枚見せていただいたんですけれども、本当に直後の写真だったので1枚はちょっと遠めなんですね。遺体があって布団を掛けられていて、頭部が破損しているような写真というのが1枚と、もう1枚はアップの写真なんですけ

ど、それはもう全部モザイクをかけられていたような写真だったので、その2枚を見せていただいたんですけれども、1枚目のはある程度遠めだったので、そこに人が倒れて亡くなっている、血が飛び散っているというぐらいにしか見えなかったですね。戻ってから話した時とかには、人によっては変な話、骨片が飛び散っていたねという話はしていましたけど。5番の方と同じように最初に事前に裁判官の方から殺人事件なので、そういった写真を見ることがありますというのは事前に聞いていましたので、一応、気持ち的にというのは変なんですけど、準備はできていたというところがあります。

(司会者)

それはカラーですか、白黒ですか。

(6番)

カラーです。

(司会者)

二つとも。

(6番)

アップのは確か白黒でしたね。モザイクをかけてもう本当に分からないようにするので。

(司会者)

そのモザイクがかかっていた部分というのは顔の部分。

(6番)

顔です。はい。

(司会者)

あと2番の方が経験された事件は殺人未遂で被害者の方が生きておられたわけですから、血を出しているような写真はなかったですか。

(2番)

ありました。実際に強打されたあと逃げ回っていますので、ここでこういうふう

にやられたという血が飛び散っている部分が何か所かあるものが出ました。やっぱり裁判官の方が先ほど言われたようにちょっと見たくない方は目を伏せてくださいと最初に言われて、そういう写真何枚か見せられました。そのことについてあれはどうだったこうだったどういふのはなかったです。

(司会者)

特に、ショックを受けられた方はおられなかったと。

(2番)

いなかったですね。

(司会者)

そういう写真、かなりどの事件でも点数は絞られているとは思いますが、実際にどういう事件でどういうことが行われたのかということを知るためには、そういう写真をやはり取り調べる必要があるのだという意見と、量刑に直接関係ないのであれば、裁判員の方にできるだけそういうショックを与えないようにそういう生々しい写真は避けるべきだという意見と2通りあるわけですが、皆さん3名の方が経験された事件で、そういう写真を見ることに意味があったとお考えでしょうか、あるいはそれともそんな写真見なくても良かったというふうにいかがでしょうか。その点率直に御意見を伺いたいのですけれども。

(5番)

要は死体を後ろから刺されてですね、車の中でうつ伏せになって、こっち側に顔が向いてらっしゃったと思うんですけども、そのままに3か月間放置していたという写真なんですね。被告人は、その人を好きだったからって言っていたわけですが、もしそうなのであれば本来、きちんと埋めるっていうか、葬ってあげるっていうか、そういう感覚になるんじゃないかなっていう疑問への判断材料にはなつたかなと思います。

(司会者)

そういう写真を見ることにそれなりに意味はあったと。

(5番)

ありました。はい。

(司会者)

6番の方いかがですか。

(6番)

私も、写真は2枚だったんですけども、その前にこういった形で殴りましたっていう、殺人を犯した。

(司会者)

再現ですか。

(6番)

再現のようですね。それもあって、こうなりましたっていう形が写真の流れるな構成だったと思うんですけども、そういった意味では、こういった事件を起こすところこういう結果になるっていうのが分かったので私的には良かったんじゃないかとは思いますが。

(司会者)

その犯行状況を被告人が再現した写真と、その遺体の写真と両方とも見ることに意味があったということですか。

(6番)

そうですね。はい。

(司会者)

2番の方いかがでしたか。

(2番)

そうですね。やはりどれだけ家の中を逃げ回ったという証拠の内容ですし、それとハンマーで強打したんで、その実物大のハンマーもそこに置いて実際皆でどれだけの力ですれば強打できるのかっていうのを試したりしたんで、それと併せてビジュアル的に見たんで、すごくいい判断材料になったと思います。

(司会者)

結局事実は本人が認めていたわけなんですけれども、量刑にあたっても参考にはなったということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

それ以外の1番、3番、4番の方にはそういう残虐な写真はなかったかと思うんですが、一般論としてそういう怖い写真とか不快感を覚えるような写真ですね、そういうことを実際体験された時には御覧にならなかったと思うんですが、その点について御意見は何かございますか。

(1番)

全部で7人いたんですけども、なんかそういう事件じゃなくて、そういう写真を見なくて良かったねっていう話はしていました。

(3番)

今伺いましたところ、あらかじめ「もしも見られないようでしたら見なくても大丈夫です」というふうに言っていたのでしたら、もう自己責任なので、私は証拠はきちんと出したほうがいいとは思っています。

(司会者)

4番の方いかがでしょうか。

(4番)

たぶん、撮っている写真はものすごくたくさんあるんでしょうけど、その中で検察側なりが選んでこの写真が一番適切だろうと思う写真をたぶん見せてくれているので、やはり現場の状況だとかを知るためには文章でどれだけ書かれても分からないので、やっぱり写真で示されるというのは意味があることだと思います。

(司会者)

これについて、裁判官の間でも検察官、弁護士の間でもいろいろ意見はあると思

うんですが、まず多田裁判官から何か質問とか意見ありますか。

(裁判官)

5番、6番の方、2番の方もそうかもしれませんが、その写真の中にはカラーの写真が含まれていたということなんですけれども、それは場合によっては全部白黒にするということもあるかと思うんですけれども、それとの比較でもし仮にという話なので難しいかもしれませんが、そうなったら影響したか、しなかったか何か御意見があれば伺いたいですけど。

(6番)

私はどうですかね。アップ以外は全部カラーだったので、ただカラーのほうがより分かりやすいのかなという気はします。やっぱり白黒だとビジュアル的なものっていうか、そのイメージはわくかもしれないんですけども特に殺人事件とかだと残酷性が分からないんじゃないかなっていう気がするんですよね。どこまでのことでこれだけのことになったっていうのが白黒だと少し分かりにくいんじゃないかなという気は私はしています。ただ、アップもカラーだとやっぱりちょっとっていうのは思います。その点は考慮していただけたんだろうなと思っています。

(司会者)

5番の方いかがですか。

(5番)

私は写真ですんでそのまま見れたんで、そのほうがいいと思います。

(司会者)

白黒でも。

(5番)

白黒にしたらたぶん分かんなくなっちゃったと思います。

(司会者)

2番の方いかがですか。

(2番)

やはり白黒だとそんなに事件性を思わないんじゃないかなと思います。ですからカラーで問題はないと思います。

(司会者)

横井検事から何かありますか。この件についてですけれども。

(検察官)

これは私どもとしては、先ほど朝山裁判官のほうからもおっしゃられたように、やはり事件の真相を裁判員の方々に分かっていただくためには、必要最小限の写真は見ていただきたいというふうに思っておりましたところ、今日皆様の御意見を聞いてですね、非常に有益な情報を得られたというふうに思っておるところであります。

(司会者)

斉藤弁護士から何かありますか。

(弁護士)

1点質問なのですが、その写真を見た事件、2番、5番、6番の方ですかね、その見た前とあとで被告人に対する印象とか「こいつはこういうことやったんだ」というようなことで、ちょっと感情が変わったというかですね、見方が変わったということはあったんでしょうか。

(司会者)

それぞれにお願いします。2番の方。

(2番)

極端に変わったということはありませんけども、「これだけのことをしたんだな」というのを改めて感じました。実際に逃げ回った場所がよく分かりましたので、判断材料にはなりました。

(司会者)

5番の方いかがですか。

(5番)

先ほどもちょっと申し上げましたけども、その写真を見ることによって被告人の言っていることに対する判断材料の中でそれは重要だったと思います。

(司会者)

6番の方いかがでしょうか。

(6番)

私は見る前と見た後っていうのは、そんなに印象は変わってはいないですね。こういう事件を起こしたんだっていうことの判断材料にはなったと思います。

(司会者)

それでは時間の都合もありますので先に進めたいと思います。評議の点について御意見御感想を伺いたいんですが、評議の中身につきましては守秘義務がございますのでこの場で直接お尋ねするわけにはいかないんですが、まず評議の時間が十分確保されていたかどうかという点について皆様から御意見や御感想を伺いたいと思います。1番の方からお願いいたします。

(1番)

評議、丸1日とあと半日ぐらいだったかと思うんですが、結構その評議が一番疲れました。でも考えても考えてもちょっとなかなか決まらなくて、でも最後には時間的にもちょうど良かったかなと思います。

(司会者)

2番の方いかがですか。

(2番)

1日目と2日目が3時ぐらいで終わったんですけども、1日目はちょっと時間延長して、1時間ぐらい延長したんですかね。でも裁判官の方がうまくこうペース配分を作ってくれて、皆最初ばらばらだった意見がだんだんとまとまりつつあって、最終的には時間が余ったので結構、たぶん日数的には良かったと思います。

(司会者)

時間的にも十分確保されていたと。

(2番)

確保されていたと思います。

(司会者)

3番の方いかがですか。

(3番)

丸1日ぐらいだったと思います。もう客観的に判断できるような形になっていましたのでそのときには。あとは量刑をどうするかっていうことだけで、6人いましたけれども、皆それぞれ自分の思うところを言えたと思います。過去このくらいの犯罪だと、大体こういう量刑が多いというそういう資料もいろいろ出していただきまして、そういう資料で出していただくっていうことで判断しやすかったと思っています。

(司会者)

今おっしゃった資料というのは、量刑検索システムという、あのグラフのようなものですか。

(3番)

そうです。個別に大体こういう犯罪で、どのくらい薬物を販売していたその期間ですか、そういうのをどんどんどんどん入れていって絞り込んで、そうすると大体これくらいの刑になるっていうようなデータベースで出していただきました。

(司会者)

4番の方も同じグループですので、そのようにして。

(4番)

はい。そうですね。その検索システムで大体この辺だというざっくり感というのはつかめたんですけど、個人的にはもうちょっと自分なりに分析ができれば良かったなあと、やはり皆さん周りにも人いますし、進行を進めなきゃいけないから、まあこの辺ですよねっという周りが同意したところでその検索はやめたんですけど、本来なんていうんですかね、もっと細かく何年という1年単位で決めていいのか、

1 か月単位なのか、何日なのかという、あと金額も何百万円とドカンとこう決めていいのかということを見ると、もっと何十件という判決の例、判例を見てやっぱこの間、もっと狭いことこの間かなってというようなのを個人的にはちょっと突き詰めたいところもありましたけど、そういう時間まではさすがになかったなあというのもあって、ただ全員で多数決をしてここでいいねという話で合意した結果なので特に今それに悔いがあるっていうわけじゃないんですけど、決め方としてはもうちょっと、データベースがせっかくあるんですから、もっと細かく分析ができれば良かったなあというふうに思います。

(司会者)

時間的にもうちょっと時間がほしかったということはありませんか。

(4 番)

時間的にというか、一人でもうちょっと考える時間がほしかったなっていう感じがします。もう順番に「どうですか」「どうですか」っていうふうにやはり聞かれますから、そこまでに自分の意見をまとめて答えなきゃいけない。ただそれには、自分的にはもうちょっと判断材料だったり、もうちょっと自分で時間をかけてことこの間だなっという、見定め、品定めというかそういうのをしたかったなあと思います。

(司会者)

5 番の方いかがでしょうか。

(5 番)

時間はもう本当十分あったと思います。

(司会者)

何日間ですか。評議は。

(5 番)

1 日半ありました。先ほどの検索システムも見せていただいたんですけど、その見たあとでも皆結構バラバラだったんですね。最後までまとまりはなかったんです

けども、やっぱ我々あくまで素人で自分の主観でこうやってしまうところもありますんで、そういった意味では最後裁判官の方々も票を持っているっていうのは、やっぱ非常に良かったかなと。時間的にはもう十分、1日半で、最後裁判官の方がリードいただいたんで、まとまったと思います。

(司会者)

6番の方、補充裁判員というお立場でしたので最終的には評決には加わられなかったわけですが、評議の時間というのはいかがでしたか。

(6番)

私が担当したのも、たしか1日半、時間はあったと思うんですけども、時間的なものは十分だったのかなと思います。やはり同じように検索システムを使ってというのをやったんですけども、結局判例に合うかといったら、なかなか合わないという状況だったので、まずは本当にそれぞれの意見。たぶん、あまり間延びすると逆に今度私情が入ってくるような感じだったんですね。なので時間的なものも、ある程度1日半で十分だったと思いますし、その中で多数決で決めることができたので本当に良かったんじゃないかなと思います。

(司会者)

これについては、特に裁判所の関心が高いところだと思いますが、多田裁判官、何かございますか。

(裁判官)

その評議をするにあたって、分かりやすさという点が重要だと思いますけれども、それについて評議で今どこを議論しているかとかそういうことでの的を絞った議論をしたりとか、その段階で説明がある程度あったりしたと思うんですけど、そう意味で分かりやすさという意味では何か、この点良かったとか悪かったとか両方あるかと思うんですけど、何かございますか。

(司会者)

1番の方いかがですか。

(1 番)

はい。分かりやすかったと思っております。

(司会者)

分かりにくかったところでもよろしいですが。

(1 番)

いや、全体的に分かりやすかったです。特に分かりづらかったっていうことはなかったと思います。

(司会者)

1 番の方が体験された事件では、一部事実を被告人が争っていたかと思うんですけども、その事実をどう認定するのかっていうことと、あと量刑ですね。刑をどう決めるのかと。その評議も分かれていたかと思うんですけども、その辺りは十分理解して評議はできましたか。

(1 番)

そうですね。結局、それが強盗にあたるかどうかっていうのが、結局あたらないっていうことになりました。

(司会者)

他の方いかがですか。

(2 番)

評議に関しては、分からないところは裁判官に専門的なことは聞きながら、またある事例も出してもらったりしながらいったんで、他の方は分かりませんが、評議的には結構スムーズにいったんじゃないかと思います。被告人の置かれた立場も深く掘り下げましたし、そういう点で検察が求めた求刑より、より寛大な方向にもっていった感じがしました。なので時間的にも非常にスムーズだったと思います。

(司会者)

3 番の方、評議が理解できたかどうかの点についていかがでしょうか。

(3 番)

評議もまあ分かりやすかったですし、質問も出しやすかったです。裁判官の方に、親切に教えていただきました。質問が評議の内容というよりも、例えば私が担当した裁判ですと二つ、覚せい剤、違法薬物販売と不法滞在がありますので、例えばこういう二つのものがある場合は罪としては合算して罪になるのか、それとも量刑が高いほうの罪になるのかと、そういうような質問にも答えていただきました。

評議していて、自分で心がけたことなんですからけれども、やはり裁判員6人と補充裁判員2人の方がいらっしゃいますので、他の人の意見に引きずられないようにしようっていうことと、あとそれとは反対に自分の意見に固執しないようにしよう。それずっと考えていまして、私としては何とかそのバランスをとってできたと思っています。

(司会者)

今ちょっとお話が出たんですが、専門用語では併合罪っていうんですけども、二つ以上の罪があって、それを併せた時にどういう刑の決め方をするのかという点について裁判官から説明があったと先ほどお話があったんですけど、それはちゃんと理解していただけたんでしょうか。

(3番)

はい。理解できました。

(司会者)

4番の方は評議の分かりやすさについていかがです。

(4番)

非常に分かりやすく、分からないところは聞けば何でも説明をしていただけたので評議の中で分からないということはなかったです。非常によく分かりました。感謝しております。

(司会者)

5番の方いかがですか。

(5番)

分かりやすかったんですけど、これちょっと今の質問に準ずるかどうかわかんないんですが、我々の裁判というのは量刑を何にするかっていうのが主だったと思うんですけども、裁判官の方も若い裁判官の方もいらっしゃったし、いろいろな意見の裁判官がいらっしゃって、「ああそういうものなのかな」と思ったところはありません。

(司会者)

6番の方いかがですか。

(6番)

全体的に見て、分かりやすかったのは分かりやすかったですよね。量刑を決めるのも、情状酌量だとどういった形になってくるとか、死刑だったのがこういった形になるだとか無期懲役になるとか、そういったこととかもきちんと説明していただきましたし、ただなかなかやっぱり精神疾患の方の裁判というのが難しいとは感じましたね。そこはもう変な話、自分じゃないから分からないところ、そのときの被告人の精神状態っていうのが一番すごく分からないというところで皆苦労していましたね。

(司会者)

6番の方が経験された事件では、責任能力に争いがあったわけですよね。その点を評議で理解は皆さんできていたんでしょうか。

(6番)

そうですね。最終的には、そのところで、心神喪失だと無罪、心神耗弱だと量刑が何年になるかっていうところで、最初にその心神喪失なのかどっちなのかっていうのでまず決めて、そのあとにこちらだったら量刑が何になるかって決め方だったんですけども、鑑定してくれた先生の話もあったりだとか、あとは自分たち、我々皆で考えた結果っていうのでいろんな辛い意見も出ましたし、そういったところがすごく良かったと思います。

(司会者)

それではちょっと時間の関係がありますので先に進ませていただきます。経験者の方から皆さんそれぞれ御意見を今まで伺ったんですが、これから裁判員になる方たちへのメッセージですね、そういったものがあればこの機会にぜひ、お一人ずつ伺いたいと思います。では1番の方からお願いします。

(1番)

滅多に経験できないことなので、ぜひ参加してくださいっていうことでしょうかね。

(司会者)

2番の方いかがでしょうか。

(2番)

私はもう当たるの嫌だったんですけど、実際ハズレると思ってきたんですけども、当たってやっているうちに裁判所での仕事っていうのも分かりましたし、こうやって決めていくんだなっていうのも分かりましたんで、そういうシステムを知るっていうこともいいことですし、自分がそういう犯罪を犯さないようになるっていうことを身にしみましたし、ぜひやられる方向で、もう呼ばれた時にはやるというぐらいの気持ちで来たほうがいいんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方いかがでしょうか。

(3番)

非常にいい経験になったと思います。私が担当したのは薬物犯罪ですので殺人などというちょっと残虐性のあるような事件ではないので、たまたま非常に精神的に楽な事件を担当できたっていうのがあるんです。それなのでいい経験になったんですけども、実際これから裁判員に選ばれる方で非常に悲惨な事件を担当することになる方もいるかもしれません。いい経験になったけれども無理をしないでほしいとは思っています。ちょっと私もそういう残虐な事件ですとちょっとできませんっていうふうになったかもしれません。ちょっと分からないですけども。

(司会者)

どうもありがとうございました。では、4番の方。

(4番)

なかなかだろうと思ってなれるわけではないので、確かに仕事を持っておられる方からするとなかなか仕事を調整するのは難しいとは思いますが、滅多に経験できることのない経験ができて、1週間一つのテーマに向かってですね、皆で協議しながら決めていくという裁判の流れも分かりますし、非常にいい経験ができたかなあというふうに思いますから、面倒くさいとは思いますが一度は体験するのがいいのかなというふうに思いますのでぜひ参加したらどうですかと言いたいですね。

(司会者)

5番の方いかがでしょうか。

(5番)

皆さんと同じでいい経験をさせていただいたと思います。我々裁判っていうのは傍聴することはできるのかもしれないですけども、本当の意味ではテレビとかそういうものでしか見ることはできませんので、本当にどうやってこう決めていくのかとか、そういう経験ができたことは非常に貴重だと思いました。

あとは、やっぱり反面教師じゃないですけども犯罪を犯しちゃ駄目だなんていうのはこうすごく自分には非常にいい勉強になりました。

(司会者)

6番の方お願いいたします。

(6番)

私も当たると思わないで来ていて、ただ周りはやったほうがいいってやっぱり言ってくれていたのも、本当に私も選ばれてやってみてすごく良かったなと思っています。本当に自分が逆の立場で裁判所に呼ばれないようにはしたいなというのはやっぱり思いますね。なので一度は本当に選ばれるような機会があればやってみたら

どうですかっていうのは私も思っているところです。

(司会者)

どうもありがとうございました。それでは法曹三者の代表者の方からそれぞれ感想と、あと、どうしても最後に聞き逃したので、この点だけは質問しておきたいということがありましたら、質問でも結構ですけれども。では、多田裁判官からお願いいたします。

(裁判官)

最後に皆さんから非常に前向きなコメントをいただきまして本当にありがとうございました。結果としては良かったのかなと思っています。ただこの制度が始まってもう3年以上が経っているわけですけれど、まだまだ改善点はたくさんありますので、今日いただいたコメントの中にも参考になる点がたくさんあったと思いますので、こうした点を我々はどれだけ真剣に捉えてより良いものにしていくのかっていうのが我々に課された課題だと思います。全部やれるわけではないのかもしれませんが少しでも少しずつでも良いものにしていければと思っています。どうも本日はありがとうございました。

(司会者)

それでは横井検事お願いします。

(検察官)

法曹三者だけで議論してですね、裁判員裁判ならこうしたほうがいいんじゃないかといういろんな論点がありまして、それについて法曹三者で議論していると結局議論が堂々巡りになっている部分もあるんですが、こうやって裁判員経験をされた方から直接その問題点についてこういう御意見を率直にいただけるということは我々にとって非常に有意義で今後この制度をどうやって運用するかという上でもとても参考になる御意見をいただけたというふうに非常に感謝しております。本日は本当にありがとうございました。

(司会者)

それでは齋藤弁護士お願いいたします。

(弁護士)

皆さん今日いろいろ率直な意見を言っていただいて、それは弁護士会とか弁護人の個々人の財産になるんだろうなと思います。私個人としてはこのあと延長戦でもっといろんなことを聞きたいんですが、時間がありますのでそれはかなわないということなんですが、今日の意見は本当に弁護士会にフィードバックをしてですね、今後より良い弁護活動に結びつけていきたいと思います。本日はありがとうございました。

(司会者)

それでは、本日は皆様長時間にわたりまして、しかも夜遅くまで貴重な御意見をお聴かせいただきまして、どうもありがとうございました。

皆様から今日伺った御意見は、非常に貴重なものが多かったかと思いますが、これを我々としても今後の裁判員裁判に活かしていきたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

以 上